

学校法人金城学園寄附行為

学校法人 金 城 学 園

# 学校法人金城学園寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人金城学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を石川県金沢市本多町2丁目2番3号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神に基づき、学校教育を行い、有為の人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- |                 |         |                 |
|-----------------|---------|-----------------|
| (1) 金城大学        | 大学院     | 総合リハビリテーション学研究所 |
|                 | 人間社会科学部 | 社会福祉学科          |
|                 |         | 子ども教育保育学科       |
|                 | 医療健康学部  | 理学療法学科          |
|                 |         | 作業療法学科          |
|                 | 看護学部    | 看護学科            |
| (2) 金城大学短期大学部   |         | 幼児教育学科          |
|                 |         | 美術学科            |
|                 |         | ビジネス実務学科        |
| (3) 遊学館高等学校     | 全日制課程   | 普通科             |
| (4) 金城大学附属西南幼稚園 |         |                 |

## 第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- |        |    |
|--------|----|
| (1) 理事 | 8人 |
| (2) 監事 | 2人 |

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職

を解任するときも、同様とする。

- 3 理事（理事長を除く。）のうち、副理事長、専務理事及び常務理事（以下「副理事長等」という。）を理事総数の過半数の議決により選任することができる。副理事長等の職を解任するときも、同様とする。

#### （理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 金城大学長、金城大学短期大学部学長及び遊学館高等学校長
  - (2) 評議員のうちから理事会において選任した者 3人
  - (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人
  - (4) 金城大学長が金城大学短期大学部学長を兼務する場合は、金城大学又は金城大学短期大学部所属の職員のうちから理事会において選任した者1人が理事となる。
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、金城大学長、金城大学短期大学部学長、遊学館高等学校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
  - 3 第1項第4号の理事は、金城大学若しくは金城大学短期大学部職員の職を退いたとき、又は金城大学長が金城大学短期大学部学長を兼務しなくなったときは、理事の職を失うものとする。
  - 4 理事のうち少なくとも1人は、その選任の際、この法人の職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者でなければならない。
  - 5 理事の半数以上に欠員が生じたときは、在任理事及び評議員からなる会議により、速やかに理事の選任を行う。

#### （監事の選任）

第7条 監事は、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

#### （役員の任期）

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は副理事長等にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員)の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員)の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分之三以上出席した理事会において、理事総数の四分之三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長)の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長等)の職務)

第12条 副理事長等は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事)の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長)職務の代理等)

第14条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事)の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、又は文部科学大臣に報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
  - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から14日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定

による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 17 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第 18 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 名以上が、署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
  - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常任理事会)

- 第 19 条 この法人の日常の業務及び理事会から付託された事項を決定するため、理事会の下に常任理事会を置くことができる。
- 2 常任理事会に関する事項は、理事会において定める。

## 第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第 20 条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、20 人の評議員をもって組織する。
  - 3 評議員会は、理事長が招集する。
  - 4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
  - 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

(議事録)

第21条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の重要な不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況に

ついて、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において選任した者 7人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者 1人
- (3) この法人の設置する学校に在籍する幼児、生徒又は学生の保護者の中から理事会で選任した者 2人
- (4) 学識経験者の中から、理事会において選任した者 10人

2 前項第1号及び第3号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたとき、又はこの法人の設置する学校に在籍する幼児、生徒又は学生の保護者でなくなったときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)



第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 29 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 30 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な金融機関に預金若しくは信託し、又は、確実な有価証券を購入し、理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産及び運用財産から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の収入をもって支弁する。

(会計)

第 32 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上8年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 34 条 予算をもって定めるものを除き、新たに重要な義務の負担をし、又は重要な権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金

を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 35 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 36 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 37 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

第 38 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 39 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の許可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併及び破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、金城学園の掲示場に掲示して行う。

(責任の免除)

第47条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第48条 理事(理事長、副理事長等、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金120万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細則)

第49条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し、必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和62年2月10日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年9月18日）から施行する。

附 則

（施行期日）平成2年10月2日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

（金城短期大学の幼児教育科 美術科 秘書科の存続に関する経過措置）

金城短期大学の幼児教育科 美術科 秘書科は、改正後の寄附行為第4条1号の規定にかかわらず平成3年3月31日に当該科に在学する者が当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成7年11月30日文部大臣認可のこの寄附行為は平成8年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則

平成11年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は平成12年4月1日より施行する。

附 則

平成12年2月25日文部大臣認可の寄附行為は平成12年4月1日より施行する。

附 則

平成12年12月27日文部大臣認可のこの寄附行為は平成13年4月1日より施行する。

（金城大学短期大学部の秘書学科の存続に関する経過措置）

金城大学短期大学部の秘書学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年11月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成20年3月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年10月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

（金城大学大学院リハビリテーション学研究科の存続に関する経過措置）

金城大学大学院リハビリテーション学研究科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成29年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年8月4日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

新旧の比較対照表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 金城大学</p> <p>大学院 総合リハビリテーション学研究科</p> <p>人間社会科学部 社会福祉学科</p> <p>子ども教育保育学科</p> <p>医療健康学部 理学療法学科</p> <p>作業療法学科</p> <p>看護学部 看護学科</p> <p><u>総合経済学部</u> <u>総合経済学科</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 金城大学</p> <p>大学院 総合リハビリテーション学研究科</p> <p>社会福祉学部 社会福祉学科</p> <p>子ども福祉学科</p> <p>医療健康学部 理学療法学科</p> <p>作業療法学科</p> <p>看護学部 看護学科</p> <p>(新設)</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類										
区	分	年 度		4 年度	開設年度の前年度	開設年度	7 年度	8 年度	9 年度	合 計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	施 基 設 準 内	205,260	755,480	—	—	—	—	—	—	960,740
		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	設 図 備 書	—	2,893	1,753	1,770	1,785	1,800	10,001		
		—	141,934	—	—	—	—	141,934		
小 計	205,260	900,307	1,753	1,770	1,785	1,800	1,112,675			
新設校の開設年度の経常経費										
合 計		205,260	900,307	1,753	1,770	1,785	1,800	1,112,675		

  

既設校からの 転共用	施 基 設 準 内	389,520 千円
		108,370 千円
	設 図 備 書	141,869 千円
		51,031 千円



様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	千円 1,112,675	令和4年度までに学納金等事業活動収入から積み立てた現金預金から、令和4年度に205,260千円(校舎新築費186,560千円、設計費18,700千円)を支出し、その残2,356,753千円のうち907,415千円を財源に充当する。
合 計	千円 1,112,675	

財産目録総括表

科目	年度	令和3年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和4年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和5年3月31日)
一 基本財産		9,058,838 千円	9,275,205 千円	9,275,205 千円
二 運用財産		3,996,346 千円	3,628,176 千円	3,628,176 千円
三 負債額		2,244,702 千円	2,195,999 千円	2,195,999 千円
1 固定負債		1,494,312 千円	1,535,147 千円	1,535,147 千円
2 流動負債		750,390 千円	660,852 千円	660,852 千円
四 基本財産+運用財産		13,055,183 千円	12,903,381 千円	12,903,381 千円
五 純資産(四-三)		10,810,481 千円	10,707,382 千円	10,707,382 千円

# 貸借対照表

令和 5年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	( 10,241,687,394 )	( 9,946,534,960 )	( 295,152,434 )
有形固定資産	< 9,275,205,226 >	< 9,058,837,679 >	< 216,367,547 >
特定資産	< 910,582,686 >	< 830,582,686 >	< 80,000,000 >
その他の固定資産	< 55,899,482 >	< 57,114,595 >	< △ 1,215,113 >
流動資産	( 2,661,693,546 )	( 3,108,648,532 )	( △ 446,954,986 )
資産の部合計	12,903,380,940	13,055,183,492	△ 151,802,552
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	( 1,535,146,852 )	( 1,494,311,950 )	( 40,834,902 )
流動負債	( 660,852,195 )	( 750,390,099 )	( △ 89,537,904 )
負債の部合計	2,195,999,047	2,244,702,049	△ 48,703,002
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	( 15,328,175,832 )	( 14,926,884,844 )	( 401,290,988 )
第1号基本金	15,030,175,832	14,628,884,844	401,290,988
第3号基本金	30,000,000	30,000,000	0
第4号基本金	268,000,000	268,000,000	0
繰越収支差額	( △ 4,620,793,939 )	( △ 4,116,403,401 )	( △ 504,390,538 )
純資産の部合計	10,707,381,893	10,810,481,443	△ 103,099,550
負債及び純資産の部合計	12,903,380,940	13,055,183,492	△ 151,802,552

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和4年度	総合経済学部棟建設	鉄骨造3階建2,303㎡ (建設予定地) 石川県白山市笠間町 1200番地	令和4年12月着工 令和6年1月完成予定	総合経済学部専用
	遊学館高等学校の学生寮 建設	鉄骨造4階建2,168㎡ (建設予定地) 石川県金沢市本多町 2丁目5-1、6	令和5年1月着工 令和6年2月完成予定	遊学館高等学校専用
令和5年度	総合経済学部総合経済学科 に係る図書等の購入	図書 200冊 学術雑誌 12種 データベース 2種	令和6年3月購入予定	総合経済学部専用
	総合経済学部総合経済学科 に係る備品家具の購入		令和6年3月購入予定	総合経済学部専用
	総合経済学部総合経済学科 に係るパソコン等の購入		令和6年3月購入予定	総合経済学部専用
	総合経済学部総合経済学科 に係るプロジェクトの購入		令和6年3月購入予定	総合経済学部専用
	総合経済学部総合経済学科 に係るネットワーク整備工事		令和6年2月完成予定	総合経済学部専用
	総合経済学部総合経済学科 に係るプリンタ等の購入		令和6年3月購入予定	総合経済学部専用
	総合経済学部総合経済学科 に係る印刷機の購入		令和6年3月購入予定	総合経済学部専用
	総合経済学部総合経済学科 に係る電話工事		令和6年2月完成予定	総合経済学部専用
	総合経済学部総合経済学科 に係る警備機器工事		令和6年2月完成予定	総合経済学部専用
令和6年度	総合経済学部総合経済学科 に係る図書等の購入	図書 50冊 学術雑誌 12種 データベース 2種	令和6年10月購入予定	総合経済学部専用
令和7年度	総合経済学部総合経済学科 に係る図書等の購入	図書 50冊 学術雑誌 12種 データベース 2種	令和7年10月購入予定	総合経済学部専用
令和8年度	総合経済学部総合経済学科 に係る図書等の購入	図書 50冊 学術雑誌 12種 データベース 2種	令和8年10月購入予定	総合経済学部専用
令和9年度	総合経済学部総合経済学科 に係る図書等の購入	図書 50冊 学術雑誌 12種 データベース 2種	令和9年10月購入予定	総合経済学部専用

## 様式第10号その1(第12条関係)

## 資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	7年度	8年度	完成年度
		新設学部分	新設学部分	新設学部分	新設学部分
学生生徒納付金収入		180,000	330,000	485,500	640,500
手数料収入		6,140	6,250	6,360	6,480
寄付金収入		980	1,460	1,960	2,460
補助金収入		5,178	8,646	12,258	15,842
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		80	140	210	270
受取利息・配当金収入		0	0	0	10
雑収入		1,710	3,140	4,620	6,090
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		81,000	81,000	81,000	81,000
その他の収入		49,530	36,000	36,000	36,000
資金収入調整勘定		-86,000	-86,000	-86,000	-86,000
前年度繰越支払資金		0	-29,720	-1,430	94,440
収入の部合計		238,618	350,916	540,478	797,092

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	7年度	8年度	完成年度
		新設学部分	新設学部分	新設学部分	新設学部分
人件費支出		173,760	217,920	262,580	283,940
教育研究経費支出		37,418	68,366	98,538	129,902
管理経費支出		22,160	35,060	53,920	70,600
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		0	0	0	0
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		36,000	32,000	32,000	32,000
[ 予備費 ]					
資金支出調整勘定		-1,000	-1,000	-1,000	-1,000
翌年度繰越支払資金		-29,720	-1,430	94,440	281,650
支出の部合計		238,618	350,916	540,478	797,092

## 事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目	年度	開設年度				
		新設学部分	7年度	8年度	完成年度	
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	180,000	330,000	485,500	640,500
		手数料	6,140	6,250	6,360	6,480
		寄付金	680	1,160	1,660	2,160
		経常費等補助金	5,178	8,646	12,258	15,842
		付随事業収入	80	140	210	270
		雑収入	1,710	3,140	4,620	6,090
		教育活動収入計	193,788	349,336	510,608	671,342
	支出	人件費	174,760	218,920	263,580	284,940
		教育研究経費	59,418	88,366	118,538	149,902
		管理経費	22,160	35,060	53,920	70,600
		徴収不能額等	0	0	0	0
教育活動支出計	256,338	342,346	436,038	505,442		
教育活動収支差額	-62,550	6,990	74,570	165,900		
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	10
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入計	0	0	0	10
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出計	0	0	0	0
教育活動外収支差額	0	0	0	10		
経常収支差額	-62,550	6,990	74,570	165,910		
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	900	900	900	900
		特別収入計	900	900	900	900
	支出	資産処分差額	0	0	10	20
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出計	0	0	10	20
特別収支差額	900	900	890	880		
〔予備費〕						
基本金組入前当年度収支差額		-61,650	7,890	75,460	166,790	
基本金組入額合計		0	0	0	0	
当年度収支差額		-61,650	7,890	75,460	166,790	
前年度繰越収支差額		0	-61,650	-53,760	21,700	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		-61,650	-53,760	21,700	188,490	

(参考)

事業活動収入計	194,688	350,236	511,508	672,252
事業活動支出計	256,338	345,346	440,048	510,462